

学術研究助成選考規程

(資格)

第1条 医学の発展・向上に寄与する研究を行っている日本国内在住で、申請締切時において満45歳未満の女性医師を対象として授与する。

(対象人数)

第2条 3名以内とする。

(表彰・助成金)

第3条 助成金は1名30万円までとする。

2 表彰は、定時総会の席上において会長が行う。

(選考委員・選考委員会)

第4条 選考委員会は、7名（会長、副会長3名、学術部理事2名、外部委員1名）の委員をもって構成し理事会で決定する。その任期は日本女医会役員任期と同じとする。委員長は会長とする。

2 選考委員会は、候補者について書類選考し、別に定める審査基準に基づき、受賞者を決定する。

3 選考過程で、さらに外部アドバイザーを選定し、意見を得ることができる。

4 候補者の親族及び推薦者は選考委員になれない。なお、選考委員に欠員が生じたときは理事会の互選により選出する。但し外部委員に欠員が生じた時は新たに外部委員を理事会で委嘱する。

(応募)

第5条 助成を受けようとする者は、所定の申込書を期限内に提出する。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

2 同一人が重ねて申請をする場合は5年以上の間隔をおくこと。

附 則

この規程は、日本女医会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

(平成26年6月19日改訂)